

監事の選出について（申し合わせ）

平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日

平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日改正

国立大学図書館協会理事会

1. 国立大学図書館協会会則第 4 章第 3 節に定める監事の選出にあたっては、次のとおり行うこととする。
2. 監事は、東ブロック、西ブロックから各々 1 館、計 2 館を選出する。
3. 監事の東ブロック、西ブロックにおける選出は、それぞれ以下の順序で各地区にて行う。
東ブロック： 北海道地区、東北地区、関東甲信越地区、東京地区
西ブロック： 東海北陸地区、近畿地区、中国四国地区、九州地区
4. 監事の各地区内での選出は、各地区内の互選により行い、総会の承認を得ることとする。
5. この申し合わせは、平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日から実施する。